

契約書

福井県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、次の業務（以下、「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

委託業務名

第3次福井県情報セキュリティクラウド構築（令和9年度分）および運用保守業務委託

- (2) 委託料は、金 円（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 円）とする。

（内訳）

移行作業費（令和9年4月1日～令和9年6月30日）

金 円
（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 円）

サービス利用料（月額）（令和9年7月1日～令和14年6月30日）

金 円
（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 円）

（年度別サービス利用料）

令和9年7月1日	～	令和10年3月31日	金 円	
				（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 円）
令和10年4月1日	～	令和11年3月31日	金 円	
				（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 円）
令和11年4月1日	～	令和12年3月31日	金 円	
				（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 円）
令和12年4月1日	～	令和13年3月31日	金 円	
				（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 円）
令和13年4月1日	～	令和14年3月31日	金 円	
				（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 円）
令和14年4月1日	～	令和14年6月30日	金 円	
				（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 円）

- (3) 委託期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
（令和9年4月1日から令和9年6月30日までは移行期間、
令和9年7月1日から令和14年6月30日まではサービス提供期間とする）
ただし、契約締結年度の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

- (4) 履行場所 福井県庁5階DX推進課等

(契約保証金)

第2条 A 契約保証金は、金〇〇〇〇〇円とする。

※ 契約保証金は、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上。

※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。

B 契約保証金を免除する。

※ 福井県財務規則第172条第3、5、6、7号の規定に該当する場合。

(委託業務の実施方法)

第3条 乙は、別添「福井県情報セキュリティクラウド（第3期）要求仕様書」（以下「仕様書」という。）のうち仕様書1.4.1 契約形態及び契約区分の項に記載する表中のNo.2「参加団体移行、サービス利用・運用保守」に関する箇所および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

(調査等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項において、乙は、再委託の承認を求める場合は、再委託先、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託に係る契約予定金額および再委託の契約期間を記載した「再委託承認申請書」を提出しなければならない。

3 乙は、甲に対して再委託先の行為について全責任を負うものとする。

(事情変更による委託料の変更)

第7条 委託期間内にインフレーションその他の予期することのできない特別な事情により賃金または物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不適當となったときは、甲と乙が協議して変更契約を締結することにより委託料を変更する。

(実績報告および検査)

第8条 乙は、移行作業が完了したとき、毎月の委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等（納品書No.6から9）を甲に提出し、甲が命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認めるときは、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(成果物の引渡し)

第9条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく成果物を甲に引き渡さなければならない。

(危険負担)

第10条 前条の規定による引渡しの前に生じた成果物の滅失、損傷等にかかる負担は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、第9条の規定による引渡しの後、成果物がこの契約の内容に適合しない場合には、乙の負担において成果物の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金減額の請求または契約の解除をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、第9条の規定による引渡しの後、成果物がこの契約の内容に適合しない場合には、乙に対して損害を賠償させることができる。

(委託料の支払)

第12条 乙は、第8条に規定する検査に合格した後、委託料の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(履行遅延)

第13条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第15条 第11条または前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として委託期間全期間分の委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

2 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(著作権等の権利の処理)

第17条 乙は、委託業務の履行に関し、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

2 乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。

3 乙が、前2項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第19条 乙は、委託業務の実施において、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、前条第2項の規定を適用する。

(個人情報の保護)

第20条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱に関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(グリーン購入)

第21条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第23条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

年 月 日

甲

※ 電子契約となる場合は、甲を福井県知事とすること
(紙による場合は従来どおり)

乙